

山田みやこの活動報告

令和4年9月13日(金)

「性暴力を考える講座」に参加

主催 認定NPO法人ウィメンズハウスとちぎ

◎講座3 「性暴力トラウマインフォームドケアの視点から考える」

講師 大岡 由佳氏(武庫川女子大学文学部 准教授)

○トラウマって何？

身体的・感情的に有害であるか、または生命を脅かすものとして体験され精神的・身体的・社会的・感情的、またはスピリチュアルな幸福に長期的な悪影響を及ぼす。

トラウマ(こころのケガ)は脳の神経システムに影響する。

○トラウマがもたらす生きづらさはどんなものか

PTSD(心的外傷後ストレス障害)・C-PTSD(複雑性PTSD)発症
様々な心身の症状や問題行動として表れる(サバイバル行動)
自分が悪いと思い込んでいる。

トラウマの思い出があり、さらされ続けて悪化。

○サバイバー(サバイバル行動発現者)の生き残るための適応
解離・自傷行為・摂食障害・精神疾患

○トラウマを抱える人が周囲にいる時はどうしたらよいか
トラウマの影響を理解する、サインに気づく
再トラウマ化を予防する
回復する力(レジリエンス)の存在を信じること

○こころのケガを負った時に自分ができることはあるか
異常事態に対する正常な反応であることを認識。
セルフケアを行う

○トラウマインフォームドケアな社会とは

個人ではなく、社会モデルを変える必要がある

※社会モデルとは一障害や問題は個人にあるのではなく社会にあるという考え方

◎講座4 「ジェンダーと性暴力～加害者をつくらない社会を考える～」

講師 中村 正(立命館大学人間科学研究科 教授)

性犯罪の実態は内閣府調査(2020年)から女性の約7%が経験あり。被害にあったのは「10年以上前」が最も多く、被害を声にできない。年齢は小学生時～30歳代多い傾向で被害の相談をしていないことが多いことも特徴。

①加害者の視点で社会が構築されている

性交同意年齢13歳以上

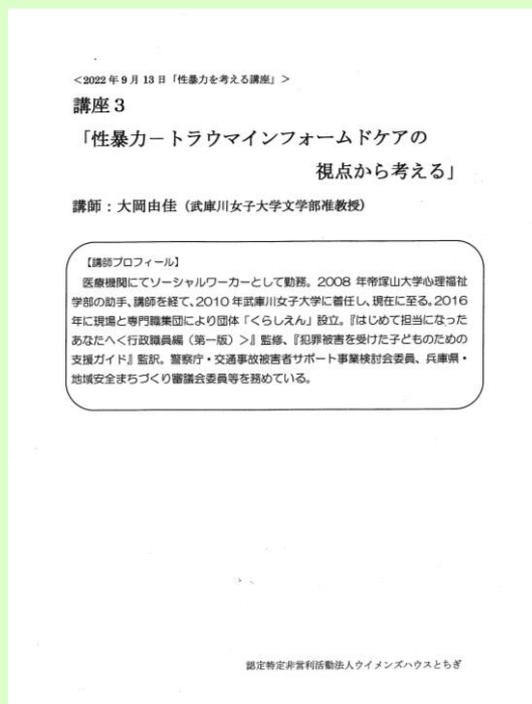
公訴時効・強制性交等罪10年・強制わいせつ罪7年

(※強制性交等罪の法定刑は懲役5年以上20年以下、強制わいせつ罪は懲役6ヶ月以上10年以下)

暴行脅迫

地位関係性

(※加害者と被害者の人間関係に関わらず、抵抗できなかったことが認められなければ罪にならない)



②性犯罪・性暴力対策の強化方針

令和3年4月16日に文部科学省は「いのちの安全教育」を策定。

○安全ではない家族の問題

- 1) 自分が被害を受けたとっていない
- 2) 逃れられない関係性
- 3) 被虐待児の自責の念
- 4) 何もしないことが安全だと学習(無力さ)
- 5) 真実が話せない、恐怖がよみがえる

○虐待の結果としての発達障害

清潔ではない・感情の起伏が激しい・まとわりつき・不自然な距離感・無表情・給食を一気に食べる等

③性をめぐる問題行動への加害者臨床・性の犯罪学研究

同意のない性的行為(レイプ)から心理的不全感
性欲欲望を満たすということではない行為

○なんらかの心理的不全(感)をもとにして

敵意・怒りを処理

コントロール・パワーを発揮

○性化された強いる行動を通して実践される

性的欲望は表層的な位置にある

○ジェンダー化された暴力として存在

男らしく暴力を振るう

※性暴力加害は性的欲望を満たすということではない場合もあり、敵意・怒りの処理であったり相手をコントロールする力を発揮し、性的欲求そのものの実現により、劣位回復的・不全感を埋めるために達成感・万能感を得る。その時に性を利用するという新たな加害者の心理を学んだ。